

ほけんだより

令和7年月5月2日
上ノ原小学校保健室

5月の保健目標
・規則正しい生活をしよう

明日からGW 後半です。楽しい思い出を作る時間にするとともに、新年度の疲れを癒す時間にしてください。連休明けにすっきりとした子供たちの笑顔に会えるのを楽しみにしています。また、5月も健康診断が続きますので、ご協力をお願いします。



☆5月の健康診断日程について

日程	内容	家庭でのご準備・備考等
5/8(木)	内科(2, 3, 6年)	体育着を忘れずに持たせてください。
5/9(金)	内科(1, 5年)	
5/13(火)	尿検査Ⅰ次(全学年)	・容器の配布は <u>5/12(月)</u> です ・13日(火)の朝、起きてすぐの尿を採ってください。 ・容器のふたをしっかりと閉めて提出してください。
5/14(水)	尿検査Ⅰ次追加 (13日に未提出の児童)	13日に提出できなかった児童の提出日です。容器は12日に配布したものを使用してください。
5/15(木)	内科(4年)	・体育着を忘れずに持たせてください。 ・生活習慣病予防検診を兼ねて行います。
5/16(金)	眼科(1, 2, 3年)	
5/23(金)	眼科(4, 5, 6年)	
5/28(水)	歯科(1, 3, 5年)	朝、しっかりと歯をみがいてきてください。
5/29(木)	尿検査2次(対象者)	対象者には事前にお知らせをします。

☆災害共済給付制度(スポーツ振興センター)について

災害共済給付制度とは学校の管理下および登下校中に児童に災害(負傷等)が発生したときに使用する互助救済制度です。この給付制度にかかる掛け金は調布市が負担しています。

例えば、『休み時間、校庭で走っていたときにつまずいて転び、地面に歯をぶつけたため、かかりつけの歯科医を受診した』、『体育の時間跳び箱で着地を失敗し、捻挫をしたため、近くの接骨院を受診した』などの場合に対象となります。

《給付制度の注意点》

- ・原則、子ども医療証を使用せずに受診してください。
- ・給付を受ける権利は給付事由が生じた日から2年間行われないと時効になります。
- ・同一の災害の負傷または疾病についての医療費の支給は初診から最長10年間行われます。
- ・初診から治療までの医療費総額が5000円以上(窓口で1500円以上)のものが対象になります。
- ・生活保護法による保護を受けているご家庭は、給付は行われません。
- ・給付の申請は教育委員会を経由するため、給付決定まで3,4か月かかります。

